

2013-B					
拠出金・基金の名称		国際連合人権高等弁務官事務所拠出金			
種別		イヤーマーク ノン・イヤーマーク			
【拠出先の国際機関名】国連人権高等弁務官事務所 (OHCHR)					
【所管官庁担当局課・室名】外務省総合外交政策局人権人道課					
【当該任意拠出金の目的・用途等】					
<p>2013年度国連人権高等弁務官事務所に対する我が国の任意拠出金は481,135ドルを計上し、特別手続(北朝鮮特別報告者関連費用を含む)及びアジアにおけるフィールド事務所の支援強化に対し、優先的にイヤーマークを行った。</p> <p>国連人権高等弁務官及び同事務所の活動は、北朝鮮人権状況の調査・報告、平和構築支援、アジア地域支援強化等、我が国の国益や関心事項にとって極めて重要な事案を扱っていることから、同事務所への拠出を通じて、我が国の人権重視の姿勢を示すとともに、人権高等弁務官・同事務所の活動への我が国の影響力を拡大させるとともに、十全な活動が出来るよう支援している。また、本件拠出金を通じ、人権高等弁務官事務所が行う国際的な活動や海外事務所を含む途上国における活動への支援を行うことは、我が国の人権重視の姿勢を対外的にアピールすることにつながり、人権外交の強化、具体化に資するものである。</p>					
【最近3年間の我が国支払額及びODA率】					
単位	邦貨 (千円)	外貨1 (千ドル)	外貨2 (千)	レート	ODA率(%)
平成25年度	39,454	481,135	—	1米ドル = 82円	100
平成24年度	46,756	577,226	—	1米ドル = 81円	100
平成23年度	60,439	679,089	—	1米ドル = 89円	100
【当該任意拠出金等の意義、成果等に関する我が国としての評価】					
<p>我が国は「普遍的価値」たる人権の保護・促進を推進する立場から、人権理事会の理事国としての地位を継続して確保することを極めて重視し、設立当初から人権理事国を務めている(除く2012年)。総理や大臣が施政方針演説や外交演説において、人権・民主主義といった基本的価値の推進につき言及している中、国連人権高等弁務官事務所への拠出は、我が国が人権理事会理事国として、拉致問題を含む北朝鮮の人権状況の改善を含め、人権外交を引き続き積極的に推進するためにも必要である。特に、北朝鮮への「対話と圧力」という外交方針を実践する一手段として、我が国がEUと共に主提案国となっている人権理事会における北朝鮮決議は非常に重要なものとなっている。また慰安婦問題等センシティブな問題をも扱う同理事会に対し、我が国としてコミットメントを維持するためには、国連人権高等弁務官事務所に対して継続的に拠出を行うことは必須である。</p>					